

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第179号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第10条」に、「第12条～第14条」を「第11条～第13条」に、「第15条～第24条の2」を「第14条～第24条」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条各号列記以外の部分中「第23条第1項」を「第22条第1項」に、「のとおり」を「に掲げる廃棄物を搬入しないこと」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「を搬入しないこと。」を削り、同条第4号から第8号までを次のように改める。

- (4) 産業廃棄物
- (5) 有害な物質を含む廃棄物
- (6) 著しい悪臭を発生させる廃棄物
- (7) 爆発又は引火のおそれがある廃棄物
- (8) 可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物

第11条に次の3号を加える。

- (9) 不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
- (10) その他本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがあると

## 認められる廃棄物

(1) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、特定の廃棄物の再生を目的とする施設に搬入しようとする場合にあっては、当該特定の廃棄物以外の廃棄物第11条を第10条とする。

第4章中第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第5章中第15条を第14条とし、第16条から第24条までを1条ずつ繰り上げ、第24条の2を第24条とする。

第31条各号列記以外の部分中「第27条」を「第26条」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「第26条」を「第25条」に改め、同条第3号中「第28条」を「第27条」に改める。

第35条中「環境局」を「環境政策局」に改める。

第36条第5項本文中「及び産業廃棄物の処分に要する費用」を削る。

第38条本文中「第38条」を「第36条」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は産業廃棄物の処分に要する費用」を削る。

第39条第1項中「第12条」を「第11条」に改める。

第41条中「第40条第2項」を「第38条第2項」に改める。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第3項並びに附則第4項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削る。

第6号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第10条」を「第9条」に改める。

第7号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

第8号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

第9号様式及び第10号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。

第11号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

第12号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

第13号様式中「第17条関係」を「第16条関係」に改める。

第14号様式中「第18条関係」を「第17条関係」に改める。

第15号様式中「第19条関係」を「第18条関係」に改める。

第16号様式中「第20条関係」を「第19条関係」に改める。

第17号様式中「第21条関係」を「第20条関係」に改める。

第18号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

第19号様式中「第23条関係」を「第22条関係」に改める。

第20号様式中「第24条関係」を「第23条関係」に改める。

第20号様式の2及び第20号様式の3中「第24条の2関係」を「第24条関係」に改める。

第29号様式中「第40条第1項」を「第38条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(環境局循環型社会推進部循環企画課)